

No.	カテゴリ	質 問	回 答
1	制度	競争入札に参加する資格と何が違うのか。	競争入札に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)は、栃木県が行う一般競争入札及び指名競争入札(建設工事や建設工事関連業務委託を除く)に参加する者に必要な資格であり、経営状況や納税状況等により審査を行い、入札参加資格を有することについて知事の決定を受けた資格である。 公共調達を通じた行政施策の推進制度は、入札参加資格を有する者が指名競争入札^{※1}や随意契約^{※2}による公共調達に参加する場合に、指名や選定において優遇措置を受けられるものである。
2	制度	建設工事や建設工事関連業務委託の指名競争入札や随意契約でも対象となるのか。	建設工事や建設工事関連業務委託は本制度の対象外である。
3	制度	行政施策取組事業者名簿に登録された後、指名競争入札や随意契約の際の優先指名や優先選定はいつから対象になるのか。	令和9(2027)年4月1日以降に公告等を行う公共調達である。
4	制度	総合評価落札方式との違いは何か。	総合評価落札方式は、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者とする方式の入札制度であるが、公共調達を通じた行政施策の推進制度は指名競争入札 ^{※1} 又は随意契約 ^{※2} における指名又は選定の際に優遇される制度であり、落札者等は価格によって決定される。
5	制度	プロポーザルによる調達は対象となるのか。	プロポーザル方式により調達を行う業務は、高度な知識・技術や創造性、構想力等、金額以外の要素を含めて総合的に判断する必要がある業務であり、地方自治法施行令第167の2第1項第2号に該当(契約の性質又は目的が競争入札に適さない)することから、対象外である。
6	制度	行政施策取組項目を申請した後、指名競争入札や随意契約による調達において指名や選定をされるために何か行うことはあるのか。	公共調達を行う所属は、入札参加資格を有する者からの申請に基づき作成された「行政施策取組事業者名簿」に登録された事業者から、指名競争入札^{※1}では1/2以上を指名し、随意契約^{※2}では1者以上を選定するルールとなっている。 行政施策取組事業者名簿に登録された者が、自ら行う手続きはない。
7	制度	栃木県が行う指名競争入札又は随意契約に指名又は選定された場合、行政施策取組事業者名簿に登録されたことによる指名又は選定なのかを教えてください。	指名競争入札 ^{※1} 又は随意契約 ^{※2} を実施するにあたり、指名又は選定した事業者を行政施策取組事業者名簿から指名又は選定していることについては原則として公表しない。
8	取組項目	行政施策取組項目はどのように周知されるのか。	栃木県ホームページに掲載する(随時更新)。 https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/2026sisakusuisin.html
9	取組項目	行政施策の取組数は、多ければ多いほど指名や選定され易くなるのか。	行政施策の取組項目数にかかわらず指名又は選定される。
10	取組項目	取組項目申請時は障害者雇用率制度に基づく法定雇用率を達成していたが、次年度の報告時点では法定雇用率を達成していなかった。これは、取組を止めたことになるのか。	法定雇用率を達成しなかったことは取組を止めたことになるので、入札参加資格変更申請により取組の中止を届け出ること。 なお、令和8年7月から法定雇用率は2.7%に上げられるため、ハローワークに報告した令和9年6月1日時点の障害者雇用状況において法定雇用率が2.7%を下回った場合は、取組の中止を届け出てください。

No.	カテゴリ	質 問	回 答
11	取組項目	大会やボランティア活動に参加している場合などは、「現に取り組んでいる」をどのように解釈しているのか。	各種大会等に参加、国家検定に合格、ボランティア活動等への取組は、申請日を基準として3年以内の実績であれば、「現に取り組んでいる」取組項目として扱う。 例1) R8.12.1: 名簿への登載申請 R5.12.2: ○○大会に参加 ⇒ 現に取り組んでいる取組項目に該当 例2) R8.12.1: 名簿への登載申請 R5.11.20: 技能検定に合格 ⇒ 現に取り組んでいる取組項目に当たらない (行政施策取組項目一覧表、栃木県の施策No.14～16、18、19 国の施策No9～11)
12	メリット	国や県の行政施策に取り組むことでどのようなメリットがあるのか。	令和9年4月以降、栃木県が指名競争入札 ^{※1} 又は随意契約 ^{※2} により調達を行う際は、行政施策に取り組み行政施策取組事業者名簿に登載されている事業者から、指名競争入札 ^{※1} では1/2以上を指名、随意契約 ^{※2} では1者以上を選定することとなることから、指名又は選定され易くなるものである。 ただし、十分な競争性が確保できない場合やその種類又は性質により適用することが適当でない場合は、この制度は適用されない。 また、国や県の行政施策に取り組んでいることが栃木県のホームページ等で公表されることにより、事業者の社会貢献が認知される。
13	メリット	行政施策取組事業者名簿に登載されると、指名競争入札や随意契約の際に加点などの配慮があるのか。	当該制度は指名競争入札 ^{※1} 又は随意契約 ^{※2} における指名又は選定の際に優遇される制度であり、加点などの配慮はない。
14	申請	取り組んでいる行政施策取組項目を申請するにはどうすればいいのか。	入札参加資格の有効期限が令和8(2026)年12月31日の場合は、令和8(2026)年8月～9月中旬に受け付けを行う入札参加資格 更新 申請において、通常の申請に併せて、行政施策取組事業者名簿への登載申請を行う。なお、更新申請の受付期間中に同名簿への登載申請が間に合わない場合は、知事の決定を受けた後の令和9(2027)年1月以降に、入札参加資格 変更 申請により登載申請を行う。 入札参加資格の有効期限が令和9(2027)年1月1日以降の場合は、令和8(2026)年10月1日以降に入札参加資格 変更 申請により、行政施策取組事業者名簿への登載申請を行う。 入札参加資格を有していない場合は、令和8(2026)年10月1日以降に入札参加者資格 新規 申請により、通常の申請に併せて、行政施策取組事業者名簿への登載申請を行う。。
15	申請	取り組んでいる行政施策取組項目は電子申請(入札参加資格の各種申請)により申請することであるが、行政施策に取り組んでいることを証する資料を提出するのか。	行政施策への取組状況が国や栃木県のホームページ等で確認できるものは証明資料の添付は原則として不要であるが、公表等された資料では取組状況が確認できないものは、必要書類をPDFデータにした上で、電子申請に添付することとなる。

No.	カテゴリ	質 問	回 答
16	申請	行政施策取組事業者名簿への登載を申請した場合、申請から名簿の登載までにどれくらいの期間がかかるのか。	入札参加資格の申請(新規・変更・更新)と同様に、申請内容等に不備がない場合で40日程度、申請内容等に不備があった場合は補正が完了してから40日程度である。 ただし、行政施策取組事業者名簿への登載申請に限った変更申請については、申請内容に不備がない場合で20日程度、申請内容に不備があった場合は補正が完了してから20日程度である。
17	申請	行政施策取組項目を申請後、行政施策取組事業者名簿に登載されたことを確認するにはどうすればいいのか。	栃木県ホームページに行政施策取組事業者名簿に登載されている者を掲載する(随時更新)。 https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/2026sisakusuisin.html
18	申請	行政施策取組事業者名簿に登載されていたが、当該取組を止めた場合はどうすればいいのか。	入札参加資格変更申請により、取組の中止を届け出ることとなる。 ただし、行政施策の所管課において取組の中止を把握した場合は、県において行政施策取組事業者名簿から削除する。
19	有効期間	行政施策取組事業者名簿に一度登載されたら、取組を中止しない限り、登載され続けるのか。	行政施策取組事業者名簿に登載された事項の有効期限は、競争入札参加資格の有効期限と同じである。 入札参加資格を更新する際は、更新申請に併せて、現に取り組んでいる行政施策取組項目の申請も行わないと、行政施策取組事業者名簿から削除されることとなる。
20	財務規則 関連	随意契約のうち、適用となるのは「地方自治法施行令第167の2第1項第1号」とあるが、それは何か。	地方自治法施行令第167の2第1項第1号において、売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が契約の種類に応じ、地方公共団体の規則で定める額を超えないものについては随意契約によることができると定めている。 予定価格が栃木県財務規則第160条で定める以下の額を超えないときは随意契約によることができる。 ・工事又は製造の請負…………… 400万円 ・財産の買入れ…………… 300万円 ・物件の借入れ…………… 150万円 ・財産の売払い…………… 100万円 ・物件の貸付け…………… 50万円 ・その他のもの…………… 200万円 ※上記の金額は消費税等を含んだ金額である。
21	財務規則 関連	この制度の適用外としている「オープンカウンター方式」とは何か。	調達に係る見積合わせにおいて、県があらかじめ見積書を徴取する相手方を特定せず、案件を公開し、一定の要件を満たす見積参加希望者から見積書の提出を受けた上で、契約の相手方を決定する方式の見積合わせをいう。

No.	カテゴリ	質 問	回 答
22	財務規則 関連	この制度の適用外としている「見積り合わせ省略による調達」とは何か。	「栃木県財務規則の運用について」第161条(随意契約の方法)関係の第2項に定める、2人以上から見積書を徴する必要が認められない場合に、1人だけから見積書を徴し見積合わせを省略し、随意契約を締結する方法をいう。 具体的に見積合わせを省略できるのは、次に掲げる場合とされている。 (1) 1人若しくは1会社の専有する物品を購入し、又は借り入れようとするとき。 (2) 1人又は1会社の専有する技術、知識、経験等を必要とする業務の請負契約を締結しようとするとき。 (3) 急を要し他の者から見積書を徴する暇がないとき。 (4) 見積書の提出を依頼しても他に提出者がいないとき。 (5) 1件の予定価格が20万円未満の契約を締結しようとするとき。 (6) 分解して検査をしなければ見積もれない備品等の修繕を行うとき。 (7) 障害者福祉の増進や新事業分野の開拓支援など一定の政策目的を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号に規定する特定の者から物品を買い入れ、借り入れ又は役務の提供を受ける契約を締結しようとするとき。
23	財務規則 関連	特定調達契約とは何か。	特定調達契約とは、「政府調達に関する協定」(一定の政府調達について外国の産品及び供給者に対する内国民待遇及び無差別待遇の適用を原則に、入札の手続等を定めた国際協定)その他の国際約束を受けて、特例政令の規定が適用される契約のことである。 本制度では対象外としている。

※1 特定調達契約を除く。

※2 地方自治法施行令第167の2第1項第1号による随意契約を対象とするが、オープンカウンター方式及び見積り合わせ省略による調達を除く。